

病気の原因は管理者のパワハラだ 労災認定を求めて水野さんが行政訴訟

10月3日、水野さんの労災認定を求める行政訴訟の第一回口頭弁論が東京地方裁判所で開かれました。水野さんは、東京第二運輸所で車掌長として乗務していた時に、他の車掌が旅客に対し失礼な行為をしたことを注意した時の対応を理由に長期日勤にさせられました。管理者による報告書の何度もの書き直し、暴言による人格否定、不法な年休扱いと家からの電話連絡の強要、関連会社への出向等で病気となり休職に追い込まれました。診断書も出ているにも関わらず労災認定をされませんでした。

そして国を相手取って行政訴訟に起ったのです。水野さんは、冒頭陳述で乗務を外された時の管理者のパワハラを具体的に明らかにし労災認定がされなかった不当性を訴えました。

その後多くの組合員とOBの参加で報告集会在開催されました。

杉沢地本委員長から水野さんが休職に追い込まれた経過の報告があり、来賓の木下本部委員長は、水野さんの訴訟や新人事賃金制度や年休問題などの闘いは若者を辞めさせないための闘いだ。庭山地区分会長は、カンパなどで支えていく・裁判闘争に勝利して水野さんを運輸所に戻す。渡辺弁護士は、この裁判の相手は会社だと訴えました。

水野さんから、当時東海ユニオンは何もしてくれなかったのが自分一人で会社と闘ってきた。もっと早く東海労に加入していれば良かった。勝利のためがんばって行くと力強い挨拶がありました。



